

NHK経営委員会委員長

古 森 重 隆 様

公共放送NHKの最高意思決定機関である経営委員会の委員長として重責を担い、一連の職員不祥事により失った視聴者の皆さまの信頼を取り戻すため、粉骨砕身、NHKの改革を牽引されていることに、心より敬意を表します。私たち2名の経営委員も、そのような委員長の努力と情熱に深く共感し、ともに汗をかく決意で、NHK改革の推進のため、例えば経営計画案の練り直しの方針を支持するなど、微力を注いでまいりました。

しかし、来年1月に任期が切れる会長人事に関しては、これまでの議事運営は独断的にすぎ、到底、支持することができません。このままでは、前委員長時代から進めてきた経営委員会自体の改革、とりわけその大きな柱である会議の透明性、公開性の確保はもとより、委員同士の自由闊達な議論により意思決定に至る民主的運営が水泡に帰すとの危機感を、強くもちます。その結果として、果たして、厳しい経営環境の中で公共放送NHKの真の改革を担い、将来にわたって間違いのない方向へと導くことができる人物を選出することができるのか、また、そのことにより視聴者の皆さまの支持を得て、道半ばの信頼回復を達成すること

ができるのか、選出当事者の列に加わる者として大いに危惧の念を抱かざるを得ません。もし、私たちが恐れるそのような結果になれば、まともやNHKは視聴者の皆さまから厳しい批判を受け、今度は回復しがたい痛手を被ることでしょう。そして、私たち経営委員は、未来にわたってその汚名を受けることとなります。

決してそうあってはならない、との切実な思いから、私たちは、異例ではありますが、いまただちに委員長の議事運営の姿勢を改めていただくよう、次の事項を要望致します。

- 1 特定の個人のプライバシーを侵害する部分を除き、指名委員会の議論を含め、会長選出の過程を、委員長ブリーフィングや議事録において公開すること
- 2 威圧的ともとれる言辞で議論を封殺することなく、各委員が自由闊達に意見を提出し議論を行えるよう、少数意見の取り扱いを含め、民主的な議事運営を行うこと
- 3 委員長個人の“意中の人物”があるとしても、一方的に押しつけるような手段はとらず、各委員からの推薦も平等に扱い、議論のうえ、最終的には放送法に定める採決により選出すること

放送法は、その目的のひとつに、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようになること」(第1条第3号)とうたっています。私たち経営委員こそ、重い社会的・公共的使命にてらし、NHKの将来を左右する会長選出において率先垂範、この高邁な理念を実践、体現することが求められていることを、強く肝に銘じる必要があります。

委員長におかれましては、改めてその重責に思いを致し、放送法のうたう精神に立ち返った議事運営に努められることを、強く要望致します。

なお、私たちの以上の思いを直接、視聴者の皆さまにも訴え、その是非をご判断いただくため、本日、記者会見を開く予定であることを申し添えます。

平成 19 年 12 月 19 日

経営委員 菅原 明子

経営委員 保 ゆかり